



日米技術繁栄ディールについての協力に関する覚書
の実施に関する BSA からの提言：
相互的なサービス継続に関するコミットメント

2026 年 9 月

Business Software Alliance（ビジネス・ソフトウェア・アライアンス、以下、BSA）¹は、2025 年 10 月 28 日に東京で署名された「日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の技術繁栄ディールについての協力に関する覚書（US-Japan Technology Prosperity Deal）」（以下「TPD」、または Memorandum of Cooperation「MOC」）²の実施に関し、日本政府および米国政府に対して、以下を提言します。BSA は、TPD の初期の実施成果として、相互的なサービス継続のコミットメント（確約）、そして、そこに事前通知・協議の仕組みを取り入れ、採択することを両国政府に強く求めます。

BSA 会員企業は、幅広い分野において、米国および日本の顧客にサービスを提供しています。自動車、航空、エネルギー、金融、医療、保険、製造、メディア、半導体、情報通信等、これらすべての分野において、両国の企業は相手国で開発された技術に日常的に事業運営を依存しています。サービス継続に関するコミットメントは、そのような相互依存関係に安定した基盤を与えるとともに、TPD の将来的な成功に向けた、より強固な土台となります。

はじめに

日本と米国は同盟国であり、地政学上のパートナーです。この関係は、1960 年の日米相互協力及び安全保障条約に基づいており、その第 2 条では、両国政府が、その国際経済政策におけるくい違いを除くことに努め、また、両国の間の経済的協力を促進する約束をしています。³ TPD を含むその後の諸措置により、この協力関係はさらに深まりました。

両国間の双方向貿易額は 2024 年に約 3,200 億米ドルに達しました。日本は米国への対外直接投資において最大の単一出資国であり、2025 年末時点の対米投資残高は約 8,270 億米ドルに達し、105 万 2 千人の米国雇用を支えています。その半数以上は製造業における雇用です。⁴ 一方、米国企業も日本においてソフトウェア、クラウド、半導体、医療技術、金融サービスなどの分野において、長年にわたり投資家、雇用主、製品・サービス提供者として定着しています。

MOC には、両当事者がとりわけ以下の事項について協力する意向であることが記載されています。

- 日米主導の AI 技術エコシステムの導入を支援するため、イノベーションを促進する AI 政策の枠組みやイニシアティブを推進すること

- 日米の AI インフラ、ハードウェア、モデル、ソフトウェア、アプリケーション及び関連標準のフルスタックにわたる輸出を促進すること
- 既存の保護措置の厳格な執行を確保し、重要かつ機微な技術に関連する保護措置を強化し、AI 技術スタックのサプライチェーンの強靱性を強化するために協力すること⁵

さらに、「信頼できる技術リーダーシップ」という見出しの下、両当事者は信頼性が高く相互運用可能なサプライチェーンを構築し、相互の医薬品とバイオテクノロジーのサプライチェーン、知的財産、イノベーションエコシステムの確保に取り組む意向を表明しています。⁶

これらのコミットメントはいずれも、明示されていない一つの前提の上に成り立っています。それは、両国の企業や研究者が、相手国で開発された技術への信頼できるアクセスを今後も継続的に享受できるという前提です。この前提は明確に示されるべきです。なぜなら、輸出促進、標準の調和、サプライチェーン強靱化といった取組は、技術へのアクセスそのものが中断され得るのであれば、その意義を失うからです。

提言

我々は、両国政府に対し、TPD の実施成果として以下に合意することを提言します。

サービス継続の確保：一方の当事者の領域から提供される商用技術製品、サービスおよびツールについて、他方の当事者の個人または企業による適法なアクセスの継続を重大に妨げる措置を、いずれの当事者も採用しないという相互的コミットメント。

事前通知および協議：上記のサービス継続性に重大な影響を及ぼす措置を講じようとする場合に、各当事者が他方への事前通知を行い、要請に応じて協議を実施するための仕組み。

両条項の具体的な文案は後述の第 VI に示しています。このコミットメントは、相互主義に基づき、中立的な文言で策定することを推奨します。すなわち、両国政府に同一の規律を課し、両国の企業が等しく恩恵を受けられるものとすべきです。

論点

I. 日米技術関係は補完的かつ相互支援的である

日米の技術関係は相互補完的であり、かつ相互支援的なものです。日本の技術的強みは主として先端技術スタックにおける物理（フィジカル）および材料の層に集中しています。日本企業は世界の産業用ロボットのおよそ 38%を生産しています。⁷また、半導体用コータ/デベロッパ市場の約 88%、シリコンウエハ市場の約 53%、フォトレジスト市場の約 50%を占めています。⁸さらに、日本企業は精密機械、工作機械、先端材料、光学機器、半導体や自動車製造装置などの分野でも重要な役割を果たしています。米国の半導体製造工場、自動車メーカー、航空宇宙メーカー、医療機器メーカーはこれらの供給に依存しており、そのうちのいくつかについては、短期的な代替手段は存在しません。

一方、米国の技術的リーダーシップは、とりわけソフトウェア、コンピューティング、サービス層に集中しています。具体的には、企業向け・産業向けソフトウェア、クラウドコンピューティング、サイバーセキュリティ、データ分析、AIの開発・導入などです。日本の製造業、金融機関、医療機関、小売業者および物流企業は、これらの技術を活用して製品設計、業務運営、ネットワーク保護およびグローバル市場への展開を行っています。

II. なぜ今、コミットメントが重要なのか

過去一年間、一部の市場の論者は、海外から供給される技術への依存そのものが脆弱性であると主張し、親密な同盟国やパートナーとの間であっても長期的な技術的デカップリング（切り離し）を提唱してきました。この議論はフロンティア AI モデルに限らず、商用クラウドインフラ、業務用・産業用ソフトウェア、エンタープライズ生産性向上プラットフォーム、さらにはドローンやロボティクスにも及んでいます。

技術的孤立主義の経済的リスクは定量的にも示されています。例えば **Oxford Economics** によれば、国内所有の完全な AI スタックを要求する最も厳格な「ソブリン AI」のシナリオの下では、日本は 2035 年までに 582 億米ドル相当の GDP 増加機会を失い、約 1,497 億米ドルの追加投資コストを負担することとなります。また企業による AI 導入率は 20.3% から 3.4% へ低下すると試算されています。⁹ これと対をなす代償は米国にも生じます。日本の半導体材料、ロボティクス、光学機器、医療技術、精密製造設備への安定的アクセスを失った場合のコストも深刻であり、いくつかの分野では、単一の生産サイクル内への影響が顕在化することになります。

III. 日米両国のリーダーシップの必要性

一部の経済圏において、「デジタル主権」の名の下に提案されている措置は、日米双方の輸出企業にとって重要な海外市場を脅かすおそれがあります。こうした提案には、市場参入、規制当局による承認、認証、又は政府調達への参加資格について、次のような基準を課すものが含まれます。

- 製造業者やサービス提供事業者が、自国民によって所有される、又は、過半数の支配下にあることを求める要件
- 経営幹部又は業務運営に従事する人員が当該国の国籍を有していることを求める要件
- 自国民による最低株式保有比率を求める要件
- 「外国法の管轄から隔離されている」事業者に限定する適格条件（これは、その設計上、外国法の適用を受ける外国事業者を対象とした基準）
- 知的財産について、規制を行う国・地域において最初に出願することを求める要件
- 製品又はサービスの「原産国」や、特定の原産国への「依存」を理由として、広範に参加資格を排除する要件
- 当該製品又はサービスの安全性又は性能とは無関係な、その他の国内事業者優遇要件

こうした措置は、単に法的な懸念を生じさせるだけではなく、信頼を損ない、同盟関係を弱体化させます。また、それらは日本および米国の利益に直接的な影響を及ぼします。日本の産業向けソフトウェア企業も、米国のクラウドサービス事業者も、同様に所有者の国籍要件や、「外国法の管轄から隔離されていること」を求める要件、さらには原産国を理由とする排除措置の対象となるからです。このようなアプローチが拡大することによって利益を得ることのできるものは、日米のいずれの経済にも存在しません。

TPD の下では、米国と日本双方が、より優れたアプローチを提示することで、このような考え方に対抗する機会を有しています。特に、日米間における相互的なサービス継続確保コミットメントは、世界有数の先進経済国である両国が、（1）開放性と安全保障は両立し得ること、そして（2）依存に対する懸念への持続的な解決策は、排除や孤立主義ではなく相互のコミットメントにあることを、具体的かつ説得力をもって示すものとなります。

IV. 能力、協力、レジリエンス、信頼に基づくデジタル主権

デジタル主権は、次の 4 点により成り立つと理解するのが最も適切です。能力（技術力、インフラ、および知識）、協力（補完的な強みを活かした同盟国間の連携と、互いにデジタルルールを武器化しないという相互の約束）、レジリエンス（リスク管理、冗長性の確保、マルチクラウドおよびマルチソース・アーキテクチャ）、信頼（暗号化、アクセス管理、認証制度、および自主的な国際標準への準拠）。

ここで重要なのは、リスクに基づき、比例的であり、かつ正当な政策目的に即して設計された要件と、供給者の国籍、所有構造又は原産国を理由とした包括的な排除措置との違いです。前者は、開かれた同盟国間市場と両立し、むしろその強みを活用することができますが、後者はそうではありません。

安全保障と原産国は同義ではありません。持続的なレジリエンスにとって重要なのは、リスクを管理し、監査し、軽減する能力であり、技術スタックを構成する各要素の地理的な出所ではありません。日本と米国は、このアプローチが有効であることを数十年にわたり実証してきました。

同時に、各国政府は、自国市場を規制し、自国の技術力および産業基盤に投資する主権的権利を引き続き有しています。そのような取組は正当なものです。差別的でない補助金、助成金、税制優遇、公的融資、高性能コンピューティングへの投資、規制の簡素化及びオープンスタンダードの推進はいずれも正当な政策手段であり、また、我々が提案するコミットメントによって何ら制約されるものではありません。

VI. 共同成果文書案

MOC は、法的拘束力のある権利及び義務を生じさせるものではなく¹⁰、我々はその法的性質を変更することを提唱しているのではありません。我々が提唱するのは、MOC という文書の柔軟な性質に整合し、その文体及び性質に即した政治的コミットメントです。

条項 1 サービス継続の確保

両当事者は、自国の個人又は企業によって提供される商業的技術製品、サービス及びツールについて、他方の当事者の個人又は企業による適法なアクセスの継続を重大に妨げる措置を控える意向を有する。

これには、ソフトウェア、クラウド及びコンピューティングサービス、AI システム、産業・製造技術、並びにこれらの継続的な運用に不可欠なサポート、保守及びアップデートが含まれる。

特定可能かつ具体的な国家安全保障上の脅威に対処するための措置が不可避となった場合には、各当事者は、可能な限り、その措置が当該脅威への対応に必要な範囲に限定され、期間及び適用範囲が限定的なものとなるよう確保するとともに、相手当事者に対し事前に通知を行う意向を有する。

条項 2 事前通知及び協議

両当事者が条項 1 に定めるアクセスの継続性に実質的な影響を及ぼす措置の採択又は改正を提案する場合には、当該当事者は、その採択に先立ち、速やかに相手当事者へ通知する意向を有する。いずれの当事者も協議を要請することができ、他の当事者は不当に遅滞することなくこれに応じる意向を有する。

早期警戒及び協議のためのチャンネルは、紛争の拡大を防止するとともに、両国の技術政策が進展する中で、両政府に継続的な対話の場を提供します。また、この仕組みは各当事者の本質的な安全保障上の利益を損なうものではありません。本コミットメントが規律するのは措置を講じる権利そのものではなく、その措置の範囲及び突然性です。

結論と今後の取り組み

上記の方向性に沿った共同成果文書は、両国政府に対し、同盟国間の技術協力に関する相互的かつ他国にも展開可能なモデルを提供することになります。主権の名の下に市場の分断を進めようとする動きが見られる中、このようなコミットメントは、議論によってではなく実践を通じて、新たな模範を示すことになります。

BSA は、技術的専門知識、経済分析、そしてデジタル技術を活用する幅広い産業分野に属する会員企業の知見と協力を通じて、本取組を支援し、また、本提言について日米両政府の関係者と協議する機会を得られることを期待しています。

¹ Business Software Alliance (<https://bsa.or.jp/> (日本語)、www.bsa.org (英語))は、エンタープライズソフトウェア産業を代表するグローバルな業界団体です。人工知能 (AI)、サイバーセキュリティ、クラウドコンピューティング、量子、その他の最先端技術をリードする企業を代表し、アメリカ合衆国、ヨーロッパ、アジアの 20 を超える市場で活動し、あらゆる分野の産業また一般消費者がイノベーションの恩恵を受けられるよう、テクノロジーに対する信頼を構築する政策を推奨しています。BSA の会員には以下の企業が含まれます。Adobe, Alteryx, Amadeus, Amazon Web Services, Asana, Atlassian, Autodesk, Avalara, Bentley Systems, Box, Cisco, Cloudflare, Cohere, Cohesity, Dassault Systemes, Databricks, Datadog, DocuSign, Dropbox, Elastic, EY, Graphisoft, HubSpot, IBM, Kyndryl, MathWorks, Microsoft, Morisawa, Notion, Okta, OpenAI, Oracle, PagerDuty, Palo Alto Networks, PTC, Rubrik, Salesforce, SAP, ServiceNow, Shopify Inc., Siemens Industry Software Inc., TrendAI, TriNet, Veeam, Workday, Zendesk, and Zoom Communications Inc.

² 日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の技術繁栄ディールについての協力に関する覚書 (2025 年 10 月 28 日、東京にて署名) : https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/nichibei/202510_moc_kariyaku.pdf

ホワイトハウス発表：「米国、日本及び韓国との技術繁栄ディールに署名」（2025 年 10 月）

<https://www.whitehouse.gov/releases/2025/10/the-united-states-signs-technology-prosperity-deals-with-japan-and-korea/>

TPD は、AI、量子コンピューティング、バイオテクノロジー、宇宙、Beyond 5G/6G、およびフュージョンエネルギーが対象。

³ 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」（1960 年 1 月 19 日署名、同年 6 月 23 日発効）第 2 条及び第 4 条：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/pdfs/jyoyaku.pdf> 米国国務省政治軍事局『日本との安全保障協力（U.S. Security Cooperation With Japan）』<https://www.state.gov/u-s-security-cooperation-with-japan>

⁴ 米国商務省国際貿易局（International Trade Administration）『Japan Country Commercial Guide（日本市場概況）』<https://www.trade.gov/country-commercial-guides/japan-market-overview>；日本貿易振興機構（JETRO）『日米投資レポート』<https://www.jetro.go.jp/usa/japan-us-investment-report/>（2025 年末時点の対米直接投資残高が 8,270 億米ドル、また 2024 年に日本企業が米国内で雇用した米国人労働者数が 105 万 2,000 人に達し、その半数以上が製造業に従事していることを報告）；米国経済分析局（Bureau of Economic Analysis）『Direct Investment by Country and Industry（国別・業種別直接投資統計）』<https://www.bea.gov/data/intl-trade-investment/direct-investment-country-and-industry>

⁵ 協力に関する覚書 (MOC) II. 協力分野、AI の導入とイノベーションの加速

⁶ 協力に関する覚書 (MOC) II. 協力分野、信頼できる技術リーダーシップにおける、「次世代無線アクセスネットワーク、Beyond 5G/6G、コネクティビティ」並びに「医薬品とバイオテクノロジーのサプライチェーンの確保」に関する項目。

⁷ 国際ロボット連盟（International Federation of Robotics: IFR）、『World Robotics 2025（世界ロボット報告書 2025）』<https://ifr.org/worldrobotics/report-2025>

⁸ ブルッキングス研究所（Brookings Institution）「日本半導体産業の復活（The Renaissance of the Japanese Semiconductor Industry）」（2024 年）<https://www.brookings.edu/articles/the-renaissance-of-the-japanese-semiconductor-industry/>（半導体用コア／デベロッパ市場における日本企業の世界シェアが 88%、シリコンウェハ市場で 53%、フォトレジスト市場で 50%であると報告）

⁹ オックスフォード・エコノミクス（Oxford Economics）及び AI エコノミー研究所（AI Economy Institute）『ソブリン AI の経済学：アジア太平洋地域における自律性、イノベーション及び成長の均衡（"The Economics of Sovereign AI: Balancing Autonomy, Innovation, and Growth in the Asia-Pacific"）』<https://adopt-ai.org/wp-content/uploads/2026/05/Oxford-Economics-x-AIAI-Sovereign-AI.pdf>（2026 年 5 月）、図表 22、24 及び 25。

¹⁰ 協力に関する覚書 (MOC) III 法的性質（「本 MOC は、日米双方の国内法及び国際法上の法的拘束力のある権利及び義務を生じさせるものではない。」）